



ハーベスト・タイム・ミニストリーズ

クリスチャン・ リーダーシップセミナー

第2回

中川健一「日本人の精神構造を探る（2）」
— 鎖国と禁教令の時代 —



無断複製・転載を禁じます

目次

§1 日本文化と南蛮文化.....	1
前回のセミナーの復習.....	1
はじめに.....	1
I. 矯風活動と社会事業.....	2
1. 墮胎防止活動.....	2
2. 社会事業.....	2
II. 音楽と絵画.....	2
1. 音楽.....	2
2. 絵画.....	3
III. 食習慣とファッション.....	4
1. 食習慣.....	4
2. ファッション.....	5
V. 茶の湯.....	5
1. 茶の湯の歴史.....	5
2. 布教と茶の湯.....	6
3. ミサと茶の湯.....	7
まとめ.....	7
§2 日本宣教の到達点—遣欧少年使節団.....	8
はじめに.....	8
I. イエズス会と托鉢修道会の対立.....	8
1. イエズス会の布教理念.....	8
2. 托鉢修道会の布教理念.....	9
3. 教皇グレゴリオ 13 世の小勅書.....	9
II. 信仰の土着化.....	10
1. 草の根的小グループの形成.....	10
2. 日本人の宗教的、社会的、文化的伝統.....	10
III. 天正遣欧少年使節団.....	12
1. 日本で最初の遣欧使節.....	12
2. 4 人の少年たち.....	12
3. 旅程.....	13
4. 天正遣欧少年使節団の意義.....	13
5. 帰国後の状況.....	14
まとめ.....	15

補足：	15
§3 秀吉と家康のキリシタン政策	16
はじめに	16
Ⅰ．豊臣秀吉のキリシタン政策	16
1. 許可から伴天連追放へ	16
2. スペイン船サン・フェリーペ号事件	17
3. 日本 26 聖人殉教	18
Ⅱ．徳川家康のキリシタン政策	19
1. 秀吉の死	19
2. 南蛮と紅毛の日本市場を巡る対立	19
3. 1600 年 9 月（慶長 5）、関ヶ原の戦い以降	20
§4 キリシタン排除の論理と諸制度	22
はじめに	22
Ⅰ．秀忠新政権の政策	22
1. 秀忠は、ヨーロッパ船の来航を 2 港に制限した（平戸、長崎）。	22
2. 平山常陳事件	22
3. 1623 年（元和 9）、秀忠が大御所となり、家光政権が誕生した。	23
Ⅱ．キリシタン排除の論理	23
1. 徳川政権がキリシタンを排除した理由	23
2. キリシタン禁教の論理	23
Ⅲ．キリシタン迫害の諸制度	24
1. 訴人報償制	24
2. 踏絵	25
3. 南蛮誓詞	25
§5 島原の乱と鎖国政策	27
はじめに	27
Ⅰ．島原の乱	27
はじめに	27
1. 一揆勃発の理由	27
2. 一揆の推移	28
3. 一揆の結果	29
Ⅱ．鎖国令	30
1. 三代将軍家光は、5 回にわたって対外関係に関する法令を發布した。	30
2. これは鎖国ではなく、徳川幕府の対外政策である。	31

§6 宗門改制度	32
はじめに	32
Ⅰ. 宗門改制度	32
1. 宗門改制度の変遷	32
2. 檀家制度	32
Ⅱ. キリシタン類族帳	35
1. 五人組制度	35
2. キリシタン類族帳	35
3. キリシタン禁制と日本人の精神性	35
参考文献	37

§ 1 日本文化と南蛮文化

前回のセミナーの復習

- (1) なぜ日本では、クリスチャン人口が 1 パーセント以下なのか。
- (2) 日本人の精神構造を歴史的文脈の中で理解する必要がある。
- (3) その上に、有効な宣教方法を模索する必要がある。
- (4) 「日本人の精神構造を探る」というタイトルで、3 回（年）に分けて語る。

「日本人の精神構造を探る（1）」 ―戦国時代の日本とキリスト教の出会い―

- § 1 西欧世界と日本の出会い
- § 2 フランシスコ・ザビエル
- § 3 ザビエル以降
- § 4 織田信長と宣教師たち
- § 5 キリスト教と仏教
- § 6 キリスト教と武士道

はじめに

- (1) 定義
「南蛮文化とは、戦国時代から安土桃山時代にかけて、主にポルトガル人宣教師によって日本にもたらされた文化である」
 - ①南蛮学
 - ②蘭学（禁教後のオランダ語による西洋の学術文化の学び）
- (2) 南蛮文化は、キリスト教的ヒューマニズムに基づく文化である。
 - ①地球規模でものごとを見る世界観（大航海時代の世界観）
 - ②キリスト教的人間観（命の尊厳）
 - ③派遣されてきたイエズス会の宣教師たちは、ルネサンス的教養人たちであった。
 - ④これは、高度な日本文化を考慮してのことであった。
- (3) 南蛮文化は、近世の日本文化に大きな影響を与えた。
 - ①しかし、江戸幕府による禁教と鎖国政策により、一部の例を除いて衰退した。

I. 矯風活動と社会事業

1. 堕胎防止活動

- (1) 日本の女性の地位は、極めて低かった。
 - ①日常生活におけるモラルが、聖書的基準から大きくそれていた。
 - ②宣教師たちは、女性を取り巻く環境が変わることを願っていた。
- (2) 嬰兒殺しと堕胎
 - ①ザビエルは、偶像礼拝、男色、間引きを、日本の三大悪習と指摘した。
 - ②ヴァリニャーノは、嬰兒殺しに関して比丘尼（尼僧）の責任を主張した。
 - ③フロイスは、経済的理由と社会的理由を、その背景として上げている。
- (3) 一夫多婦
 - ①トリエント公会議（1545～63年）で、結婚が秘跡と決められた。
 - ②離婚は、いかなる場合でも認められなくなった。
 - ③日本では例外的に、離婚と再婚があっても洗礼を認めることになった。

2. 社会事業

- (1) アルメイダは、孤児院と寡婦の家を府内に開設した（1555年、弘治元年）。
 - ①西欧の最先端の内科と外科の臨床技術が導入された。
 - ②1559年（永禄2）、病棟、薬局、手術室、宿泊施設、医学校を備えた病院の開設。
 - ③日本人イルマンや元仏教徒の漢方医などが治療に当たった。
 - ④それ以降も、キリシタンは各地で慈善事業を展開した（時代の要請）。
- (2) ライ患者救済事業
 - ①長崎の浦上と大坂の堺に、救ライのための病院が開設された（16世紀末）。
 - ②同様の収容所が、全国各地に設けられた。
 - ③家族からも、社会からも、神仏儒から見捨てられた人々への愛の奉仕である。

II. 音楽と絵画

1. 音楽

- (1) 歴史的経緯
 - ①1551年（天文20）

*ザビエルは、山口の大内義隆にクラヴォ（小型鍵盤楽器）を献上した。

②1552 年（天文 21）

*山口での降誕祭で、イエズス会宣教師らによってラテン語の歌ミサが行われた。

③1557 年（弘治 3）

*大分で、日本人信徒からなる聖歌隊が、受難週の間、聖歌を歌った。

*「アヴェ・マリア」を初めとするいくつかの有名なラテン語の聖歌は、一般の日本人信徒も歌えるようになっていた。

④1560 年以降

*九州各地の初等学校では、ラテン語聖歌を教えるようになった。

*アイレス・サンチェシュは、日本人少年に声楽と器楽を教えた。

⑤1562 年（永禄 5）

*少年たちは領主大友宗麟の前でビオラを演奏し、賞賛を博した。

*大分市大手町には、西洋音楽発祥記念碑が建っている。

⑥1580 年以降

*日本各地のセミナリヨ、コレジヨで、音楽教育が行われた。

*織田信長は、安土のセミナリヨを訪問し、洋楽演奏を楽しんだ。

⑦1606 年（慶長 10 年）

*二色刷りのラテン語聖歌が印刷された。

*日本で最初の印刷楽譜（19 の楽曲）

(2) 天正遣欧少年使節団

①ポルトガルのエヴォラ大聖堂の大オルガンを演奏することができた。

②欧州滞在中、彼らはルネサンス末期の音楽に接することができた。

③帰国した翌年（1591 年、天正 19）、京都の豊臣秀吉の前で洋楽器を演奏した。

(3) 禁教令の時代

①日本人は、西洋楽器を作製できるようになっていた。

②しかし、楽器も楽譜も、すべて消滅する運命にあった。

③長崎県の生月島（いきつきしま）の隠れキリシタンが今も唱えている歌オラショの中に、ラテン語聖歌の影響が残っている。

2. 絵画

(1) 布教に役立つ西欧的表現

①15 世紀以降、西欧の絵画は視覚映像に近いものとなる。

*遠近法、明暗法

*人物画には解剖学も利用された。

- ②この普遍的とも言える客観性が、情報伝達上、有効に働いたと考えられる。
＊必ずしも、芸術的に優れているということではない。
- ③1549年（天文18）、ザビエルは薩摩の守護大名、島津貴久と会見した。
＊貴久と家臣たちは、ザビエルが携行したキリストやマリア像を直ちに崇拝した。
＊貴久は、キリスト教の布教許可を出したが、寺社や国人衆の激しい反対に会い、後に布教を禁止した。
- ④これ以降の布教活動において、仏教・神道を排除するためにも、キリスト教図像は不可欠となる。
- ⑤偶像礼拝を習慣としてきた日本人信者も、それを大いに期待したはずである。

（2）聖画制作

- ①画才のある宣教師や日本人信者が制作に当たったが、それだけでは不十分。
- ②1583年（天正11）、画家である若い修道士ジョヴァンニ・ニコラオが来日した。
- ③1590年（天正18）、少年使節団が2台の印刷機を持ち帰った。
- ④1590年以降、ニコラオの画技指導によって、九州各地に工房が設けられ、油彩画・水彩画・銅版画などの制作が行われた。
- ⑤1614年（慶長19）までが最盛期。

（3）宗教的作品の存続

- ①そのほとんどが破壊された。
- ②一部は、押収品として後世に遺された。
- ③さらに、キリシタンの子孫によって秘匿されて後世に遺されたものもある。

III. 食習慣とファッション

1. 食習慣

（1）南蛮料理とオランダ料理

- ①ポルトガル人の来航（1543年、天文12）以来、神父たちによってもたらされた食文化のことを、「南蛮料理」という。
- ②1600年（慶長5年）以降、主として長崎出島のオランダ商館を通じて紹介されてきた食文化のことを、「オランダ料理」という。

（2）16世紀の日本人の食習慣

- ①牛肉、パン、卵、シナモン、チーズ、バターなどは食べない。
- ②砂糖も好まない。
- ③揚げた魚も食べない。

- (3) 信長、秀吉の時代、南蛮趣味が流行した。
- ①南蛮料理への関心も、広まった。
 - ②パンと葡萄酒は、全国的に普及した。
 - ③牛肉を食べる習慣も、教会の建設と連動して広がっていった。
*ヴィレラ神父の報告書（1557年、慶長2年）
「府内で牛肉とともに米を炊いてもてなした」
 - ④1616年（元和2年）、家康は鯛をかやの油で揚げたものを食べた（天ぷら）。
*「家康の天ぷら死亡説」？
- (4) ポルトガル語の影響
- ①金平糖、天ぷら、パン、カステラ、ボーロ、カルメラ

2. ファッション

- (1) 南蛮ファッションの流行は、まさに服飾革命であった。
- ①大名たちは、好んでポルトガルの衣服を取り入れた。
 - ②このファッション革命は、男性だけのものであった。
 - ③遣欧少年使節団の帰国（1590年、天正18）以降、熱狂的な流行が起こった。
- (2) 今も残る影響
- ①ジバン→じゅばん（襦袢）
 - ②カルサン→軽衫（袴の一種）
 - ③カパ→カッパ（合羽）
 - ④メイアス（靴下）→メリヤス（目利安）
 - ⑤ヴェルード→ビロード

V. 茶の湯

1. 茶の湯の歴史

- (1) 9世紀初頭、嵯峨天皇の頃に、茶が最初に日本に伝わったとされる。
- ①その後、下火になる。
- (2) 1191年（建久2）、禅僧の栄西が茶を持ち帰り、『喫茶養生記』を書いた。
- ①「茶は養生の仙薬、延齢の妙術である」
 - ②茶は、一種の「薬」のようなものと考えられていた。

- (3) 15 世紀末（室町時代中期）、村田珠光が出た。
 - ①僧侶であり、「わび茶」の創始者と目されている人物。
- (4) 16 世紀、千利休がその様式を完成させた。
 - ①その美学は、「市中の山居」という言葉に集約される。
 - ②利休の弟子の山上宗二は、その美学を「一期一会」と表現した。

2. 布教と茶の湯

- (1) 1565 年（永禄 8）10 月 25 日付でアルメイダがイエズス会に報告した書簡
 - ①彼は、病氣療養で 25 日間、堺の日比屋了珪の世話になった。
 - ②その際、茶室で茶の湯を体験した。
 - ③当時、大名、高禄の武士、豪商などは、競い合って茶の湯に精進していた。
- (2) 1569 年（永禄 12）3 月、ルイス・フロイスの報告
 - ①茶室は、在地の信者を集めミサ聖祭を捧げるに足る神聖な場所である。
- (3) 1581 年（天正 9 年）、ヴァリニャーノは『イエズス会士礼法指針』を書いた。
 - ①布教長カブラルの方針を反省し、新指針を出した。日本文化との融合を目指した。
 - ②『イエズス会士礼法指針、日本の習俗と気質に関する注意と助言』
 - ③第 2 章「キリシタンを打ち解けさせるためにとるべき方法について」
 - 「すべてのカザ（修院）には、清潔で、しかもよく整頓された茶の湯（飲む場所）を設け、またカザにいつも住んでいて、しかも茶の湯についてなにがしかの心得のある同宿（日本人キリシタン、宣教師の補佐役）または他のだれかを置かなくてはならない。ことに立派なひとつとが集まる場所ではそうである」（第 45 項目）
 - ④第 7 章「日本において我々のカザならびに教会堂を建築するにあたってとるべき方法について」
 - 「どのカザにおいても、よそから来る人のために、少なくとも階下に周囲に縁側のある二室一組の座敷を持たなければならず、そのうちの二室は茶の湯のための室にあてられることになるう」
 - ⑤南蛮屏風には、キリスト教寺院の中に茶の湯が取り込まれている情景が描かれている。
- (4) ジョアン・ロドリゲスの『日本教会史』（1622 年（元和 8）の書簡でこれに言及）
 - ①キリスト教を日本という異質な文化に根付かせるためには、その前提として、日本の地理、風俗、文化に包括的に精通しておくべきである。
 - ②茶の湯についての正確な観察と評価が書かれている（第 32 章～第 35 章）。
 - 「数奇とは贅沢な貧弱であり、またきわめて貧弱な贅沢である」

3. ミサと茶の湯

- (1) 武者小路千家 14 代家元、不徹斎千宗守（ふてつさい・せん・そうしゅ）からヨハネ・パウロ二世教皇に宛てた書簡

「私は京都のカトリック系の学校に通っていたことを思い出します。すでに茶の湯の心得があったので、チャペルでのミサに出席するときも、茶道との共通点を少なからず発見しました。…司祭だけでなくキリシタンの武士や商人を相手に、千利休が語らう機会は多かったはずです。妻と家族も信者であり、ミサにあずかっていたと思われます。ただし自身は、キリスト教徒だとは公言していません。…茶道への新たなとりくみを模索していた千利休は、ミサという最後の晩餐の再現に深い感銘を受けたのだと、私は考えます」
(http://members.ctknet.ne.jp/verdure/Christmas/Christmas_5.html)

- (2) 千利休がキリシタンであったという明確な証拠はない。

まとめ

- (1) 禁教時代に、その痕跡が消し去られた南蛮文化の影響を掘り起し、今日的意義を見出す努力をする。
- (2) その過程で、南蛮文化を受容した当時の日本人の精神性を回顧する必要がある。

§2 日本宣教の到達点―遣欧少年使節団

はじめに

- (1) イエズス会と托鉢修道会の対立
- (2) 信仰の土着化
- (3) 天正遣欧少年使節団

Ⅰ. イエズス会と托鉢修道会の対立

1. イエズス会の布教理念

- (1) ヴァリニャーノは、日本人の資質を高く評価した。
 - ①1570年（元亀元）、フランシスコ・カブラルがトルレスの後任として日本イエズス会の布教長となった
 - ②カブラルは、アジア人（日本人）軽視の態度を取り、日本人を差別的に扱い、司祭の育成も行わなかった。
 - ③1579年（天正7）、アレッサンドロ・ヴァリニャーノ神父が、巡察師として来日。
 - ④彼は、カブラルの問題点を直ちに見抜き、改革に着手した。
 - ⑤1580年（天正8）、カブラルは、ヴァリニャーノとの意見の相違を理由に、布教長を辞任し、離日した。
- (2) ヴァリニャーノが参考にしたアコスタの3区分
 - ①西洋文明を羨望しない、彼ら自らが極めて高度の文明を持つ人種。
 - *中国人、日本人、東インド人
 - ②白人にくらべるとかなり後進的だが、相当高度な文明を持った人種。
 - *イスパニア領アメリカ人とアステカ人、ポルトガル領インド人
 - ③「本来の野蛮人」と目される人種。
 - *大部分は遊牧民であり、「墮落した凶暴な住民」である。
- (3) ヴァリニャーノは、「非ヨーロッパ的なキリスト教文明の出現」を願った。
 - ①布教において、日本文化への適用を重視した。
 - ②今では、これを「文脈化」「文化脈化」と呼んでいる。
 - ③これが最も成功したのが（一時的だったが）、日本だったと言われている。
 - ④宣教の方策は、上層部から下層部へという「上から下へ」の流れを重視した。

⑤その結果、宣教師たちには、日常生活においてかなりの自由裁量が認められた。

2. 托鉢修道会の布教理念

(1) 托鉢修道会は 13 世紀に創立され、大航海時代に世界各地で布教を行った。日本にはイエズス会よりも約 40 年遅れてやって来た。

①フランシスコ会

＊13 世紀のイタリアで、アッシジのフランチェスコによって始められた修道会。

＊フランシスコ会は、無所有と清貧の精神にもとづき活動した。

＊スペイン人のフランシスコ会士は、フランチェスコの着ていた毛布のような粗い服を着替えなかったし、裸足でサンダルのまま歩き回った。

②ドミニコ会

＊1206 年に聖ドミニコにより立てられ、1216 年にローマ教皇ホノリウス 3 世によって認可された修道会で、祈りと神学研究を強調した。

＊白い修道会服をロザリオのついた革帯で締め、その上に黒のスカプラリオ（肩衣）、黒の頭巾、黒のマントを着用している。

③アウグスティノ会

＊1256 年に教皇の呼びかけで種々の修道会が合併して生まれた。

＊頭巾のついた黒い修道服を着て、その上に黒いマントを着用している。

(2) 托鉢修道会は、その服装を中世期以来何百年も変えようとしない。

①清貧の精神で布教することを強調した。

②宣教の方策は、下層部から上層部へという「下から上へ」の流れを重視した。

③宣教師の衣服に関しては、狩野内善筆「南蛮屏風」（神戸市立博物館所蔵）参照。

3. 教皇グレゴリオ 13 世の小勅書

(1) ヴァリニャーノは、托鉢修道会との軋轢から生じる混乱を恐れた。

①1585 年（天正 13）、教皇に願い出て、小勅書を得た。

「イエズス会以外の修道会が日本に宣教師を派遣することを厳禁する」

(2) その後の展開

①クレメンス 8 世は、小勅書によって、間接的にフランシスコ会の日本布教を認めた（1598 年、慶長 3）。

②クレメンス 8 世は、グレゴリオ 13 世の禁令を撤回し、すべての修道会に日本布教の許可を与えた（1600 年、慶長 5）。

II. 信仰の土着化

1. 草の根的小グループの形成

- (1) 当時の宣教師たちは、宣教師がいなくても信仰生活ができるように準備した。
 - ①宣教師が常駐できる町は、限られていた。
 - *京都、府内（大分）、長崎など
 - ②交通の便の悪さ、迫害、社会不安などに備える必要があった。
- (2) 今でいうホームチャーチ運動のような形態が発展した。
 - ①幕末以降に来日するプロテスタントの宣教師がしたような聖書研究中心の伝道ではなかった。
 - ②信者には、真っ先に基本的な教理と掟と祈りを教えた。
 - ③さらに、洗礼の授け方や、葬儀の仕方も、教えた。
 - ④信者は、疑問があれば、宣教師に手紙を書いて指示を仰いだ。
 - ⑤信者が主体性をもって、草の根的に小グループを形成し、信仰生活を営んだ。

2. 日本人の宗教的、社会的、文化的伝統

- (1) 来世信仰
 - ①来世は、現世と身近な存在である（死者の霊が見守ってくれている）。
 - ②浄土信仰（浄土教）
 - *西方浄土にいる阿弥陀如来への信仰
 - *平安中期に紹介され、平安後期には日本中に広まる。
 - *平安時代末、法然は浄土宗の開祖となる。
 - ・「南無阿弥陀仏」と唱えれば、阿弥陀仏は迎えに来てくださる（往生）。
 - ・専修念仏（せんじゅねんぶつ）の教理
 - *鎌倉時代、親鸞は浄土真宗の開祖となる。
 - ・貴族だけの仏教が、民衆の宗教となった。
 - ③キリシタンの信仰
 - *あの世のイメージが具体化し、来世信仰が活性化した。
 - *神、諸天使、諸聖人が、守り導いてくれる。
 - *苦渋に満ちた現世を、神の御旨に従って生きる。
 - *殉教への恐れさえあったと思われる。
- (2) 武士道的忠誠心
 - ①鎌倉時代以降、後代に見られるようなタテマエ的（朱子学の士道）な忠誠心ではない武士

道精神が、定着していた。

- ②下剋上の世にあって、多くの武士たちが世のはかなさを痛感させられていた。
- ③キリシタンの武士たちは、神を絶対の主君として仰ぎ、地上の主君に仕えるようになった。
- ④当時、キリシタンの家臣こそ最も忠実な家来であったが、主君たちはそれを理解することができなかった。

(3) 互助組織

- ①生存のために、村落共同体、血縁共同体などの自主的組織が必要とされた。
- ②キリシタンもまた、互助活動によって迫害に耐えた。
- ③潜伏宣教師を援助する活動も、共同体の活動の一環として行った。

(4) 芸術における「見立て」

＊選定、鑑定、診断なども「見立て」である。

＊芸術における「見立て」は、ある対象を他のものになぞらえて表現する手法。

①和歌、俳諧、戯曲、歌舞伎など

＊何かを表現したい時、他の何かを示すことによって、それを表現する。

＊これが、日本文学の価値を高めている。

＊歌舞伎では、富士山や鶴亀などをかたどった見得を切ることがある。

②日本庭園の技法

＊庭園が宇宙に見立てられている。

＊枯山水では、白砂や小石が「水の流れ」に見立てられる。

＊その「水の流れ」が無常を表しているともされる。

＊箱庭、盆栽なども、一種の「見立て」である。

③見立絵

＊歴史上の出来事や古典を、同時代人に理解しやすい題材で描いた絵

④落語

＊扇子が煙管になったり、箸になったりする。

⑤キリシタンが採用した「見立て」

＊マリア観音（白衣観音や慈母観音を聖母マリア像に見立てた）

＊織部灯籠（古田織部が創案したとされる）、あるいは、キリシタン灯籠

・竿の部分が十字架に見立てられる。

＊経文や祝詞（のりと）に偽装して主の祈りや聖句を唱える（オラショ）。

(5) 迫害の中でも隠れキリシタンとして信仰を守った人たちが多くいた。

- ①聖書研究では今の私たちよりもはるかに劣っているが、自主的に教会（集い）を維持するための訓練を受けていた。
- ②福音の文化脈化がある程度成功していたと言える。

III. 天正遣欧少年使節団

1. 日本で最初の遣欧使節

- (1) ローマ教皇グレゴリオ 13 世に謁見した 4 人の日本人少年たち
 - ①ヴァリニャーノの熱意がこれを可能にした。
 - ②自分のローマ行きが決定されると、この計画を発表した（1581 年、天正 9 年）。
 - ③大村純忠、大友宗麟、有馬晴信の同意を得る。
- (2) ヴァリニャーノが考えていた目的
 - ①王ならびに教皇に対して、日本を認識させ、布教のための物質的・精神的援助を提供してもらうこと。
 - ②日本人に、キリスト教を奉ずる王国や都市の偉大さを見せ、キリスト教の栄光を知らしめること。
 - ③広くは、東西の文明の交流と、相互理解を目指した。

2. 4 人の少年たち

- (1) 伊東マンショ（14 歳、正使）
 - ①大友純忠の名代
 - ②日向の老家老伊東義祐の孫
 - ③帰国後、ジュリアンらとイエズス会に入会し、1608 年（慶長 13 年）司祭になる。
 - ④九州各地で布教に従事し、1612 年（慶長 17 年）、長崎において 43 歳で没す。
 - ⑤最近、伊東マンショの肖像画が発見されたという報道があった。
 - *イタリアで 2009 年に発見された（縦 54 センチ、横 43 センチの油彩画）。
 - *ベネチア共和国が 4 人の来訪を記念して肖像画を制作した。
- (2) 千々石ミゲル（13 歳、正使）
 - ①大友純忠と有馬晴信の名代
 - ②大友純忠の甥であり、有馬晴信の従弟に当たる。
 - ③帰国後、棄教し、消息を絶つ。
- (3) 原マルチノ（12 歳、副使）
 - ①大村領波佐見出身。大村純忠の家臣の息子。
 - ②帰国後、天草でイエズス会に入会し、長崎を中心に管区長秘書として活躍した。
1608 年（慶長 13 年）に司祭となる。
 - ③1614 年（慶長 19 年）、マカオへ追放。
 - ④1629 年（寛永 6 年）、マカオで没す。62 歳。

(4) 中浦（小佐々）ジュリアン（14 歳、副使）

- ①長崎の大村領西海町中浦出身。大村純忠の家臣の息子。
- ②帰国後、イエズス会に入会し、「天草学林（天草コレジオ）」で学んだ。
- ④1608 年（慶長 13 年）に司祭となり、各地を伝道して回った。
- ⑤1633 年（寛永 3 年）、小倉で捕らえられ、長崎で穴吊りの刑によって殉教。64 歳。

(5) その他の同伴者

- ①日本人イルマン（修道士）のジョルジェ・ロヨラ（使節の教育係）
- ②コンスタンチノ・ドラード（印刷技術習得要員、日本人少年）
- ③アグスチーノ（印刷技術習得要員、日本人少年）
- ④ヴァリニャーノ（ローマへ行くつもりが、管区長としてゴアに留まる）
- ⑤ヌーノ・ロドリゲス神父（ヴァリニャーノの後をついで一行に従う）
- ⑥ディオゴ・メスキータ神父（責任者、通訳、世話係）
- ⑦ロレンソ・メシア神父
- ⑧オリヴィエーロ修道士

3. 旅程

(1) 8 年 6 ヶ月の旅

- ①1582 年（天正 10）2 月 20 日、長崎港を出航した。
- ②2 年をかけた苦難の旅の末、スペインでは国王フェリペ 2 世に会う。
- ③1585 年（天正 13）3 月、ローマで、教皇グレゴリオ 13 世に謁見する。
- ④彼らは、その礼儀正しい振る舞いと賢明さのゆえに、多くの人に感銘を与えた。
- ⑤各地でさまざまな出会いが用意されており（学生たちとの交流もあった）、使節たちは新しい世界に目が開かれた。

4. 天正遣欧少年使節団の意義

(1) 日本文化に影響を及ぼす印刷術、西洋音楽、その他数々の文化が、彼らを通して日本に紹介された。

- ①日本人が実際にヨーロッパ文化の中に身を置いた最初の出来事であった。
- ②日欧文化交渉史上、極めて重要な役割を果たしたと言える。
- ③明治以前で、この時ほど日本が世界的であったことはなかった。
- ④日本はまさに、「キリスト教の世紀」を迎えていたと言える。
- ⑤そのシンボルとして、少年使節団の派遣があった。

(2) カトリック教会から見た意義

- ①ローマに向かう途上、少年使節は教皇庁のシナリオに乗せられた。
- ②「東方の3人の王」（大村、大友、有馬）の使節は、3人でなければ視覚化されない。
- ③そこで、熱病を口実に中浦ジュリアンが外された（後に非公式の面会を果たしたと言われている）。
- ④ジュリアンは、最も悲惨な殉教の死を遂げるようになる。
- ⑤残りの3人が、馬に乗ってサン・ピエトロ大聖堂に向かい、謁見式へと臨んだ。
- ⑥この景色は、「東方から訪れた3人の博士」の再現である。
- ⑦グレゴリオ13世は、涙を流して彼らを抱擁した。

(3) 教皇グレゴリオ13世と天正遣欧少年使節団

- ①グレゴリオ13世の在位（1572～85年）
- ②偉大な事業を行った。
 - * 聖職者の神学教育に力を入れた。
 - * 教会の内部改革を断行した。
 - * カレンダーの改革を行った（1582年）。
 - ・ ユリウス暦を改良し、グレゴリオ暦（現行の太陽暦）を制定した。
 - * 最大の成果は、イエズス会によるアジア、アメリカの布教事業であった。
- ③東方からの使節は、反宗教改革に対するカトリック教会の勝利の証言者となった。
- ④「東方からの3人の王」に祭り上げられた使節は、カトリック教会の世界における中心性と権威を示す「広告塔」となった。
- ⑤すべての栄誉は、老いたる教皇グレゴリオ13世に帰せられた。
- ⑥グレゴリオ13世は、謁見18日後に亡くなった。
- ⑦翌月4月に、新教皇シスト5世が選ばれた。彼は、即位2日後に使節に会った。

(4) 内部告発者

- ①イエズス会の内部から、ペドロ・ラモン神父という内部告発者が出た。
- ②彼は、少年使節団の家系を問題にし、ローマへ批判的な手紙を送った。
- ③彼の理解には矛盾した点や、悪意をもってねつ造したと思われる点がある。
- ④歴史家の中には、ラモン神父の批判を鵜呑みにして、天正遣欧少年使節団の歴史的価値を誤解する者もいる（特に、反キリスト教的な立場の学者にそれが見られる）。

5. 帰国後の状況

(1) 秀吉の伴天連追放令（1587年、天正15）

- ①使節の一行はゴアでヴァリニャーノと合流し、マカオまで行く。
- ②そこで、2年間船便を待つ。

③1590 年（天正 18）7 月 21 日、長崎に戻る。

(2) 2 つの帰国報告

①ヴァリニャーノ（インド総督の使節として）とともに、秀吉との謁見。

②有馬晴信に使節報告をし、教皇からの手紙を渡す。

(3) 時代は、戦国時代から統一的な国家権力による支配の時代へと向かっていった。

①やがて、徳川幕府は、他の文明や宗教を排除する鎖国政策を採用するようになる。

②天正遣欧少年使節団は、この時代の日本に与えられた「可能性」と「悲劇」を象徴するものとなった。

③ジュリアンを穴吊りの刑に処した国家権力は、個人の自由を葬り去った権力である。かくして日本は、個人の尊厳、思想の自由、信仰の自由を否定し、近代西欧世界の進歩から取り残された独自の殻に閉じこもることになる。

まとめ

(1) イエスをメシアとして受け入れることを拒否したユダヤ人たちが、それから 40 年後に、離散の民となって世界に散らされて行ったことを思う。

(2) 日本では約 250 年にわたる徳川による平和（パックス・トクガワナ）が続くが、得たものよりも失ったものの方が、はるかに大きいと思う。

補足：

(1) 2009 年にイタリアで発見された伊東マンショのものとみられる肖像画。絵の裏面に「Mansio」などと記されている（トリブルツィオ財団提供・共同）

(2) 1586 年にドイツのアウグスブルグで印刷された、天正遣欧使節の肖像画。"Newe Zeyttung auss der Insel Japonien"（日本島からのニュース）と題されたこの肖像画には、使節団のメンバー4 人と案内兼通訳のメスキータ神父が描かれている。右上・伊東マンショ、右下・千々石ミゲル、左上・中浦ジュリアン、左下・原マルチノ。中央は案内兼通訳のメスキータ神父。（京都大学電子図書館内）

§3 秀吉と家康のキリシタン政策

はじめに

(1) ザビエルの布教方針

- ①上から下への布教
- ②「全日本の最高の国王」を教化し、それによって全国の布教を推進する。
- ③日本の権力構造を以下のように理解した。
 - *天皇→ローマ教皇のような存在
 - *将軍→ヨーロッパにおける皇帝のような存在
- ④1550年（天文19年）、上京を果たし、幻滅を覚えた。
 - *国王の許可と援助を受けての布教を断念した。
- ⑤これ以降、有力な戦国大名の後援による布教に方針を変更した。
 - *大内氏（山口）、大友氏（大分）

(2) 最初の「宣教師追放」

- ①1560年（永禄3年）、ガスパル・ヴィレラは京都を訪問した。
- ②将軍足利義輝に謁見し、布教の許可を得た。
- ③1565年（永禄8年）5月、松永久秀と三好三人衆は足利義輝を暗殺した。
- ④同7月、正親町天皇の綸旨によって宣教師は京都から追放された。
 - *これ以降、天皇・朝廷は一貫してキリスト教に反対する立場を取り続ける。
 - *キリシタンの教えは「日本の神々の敵」である。

(3) 信長による保護

- ①1568年（永禄11年）、信長は足利義昭を擁して入城し、義昭は将軍に任ぜられた。
- ②1569年（永禄12年）4月、信長と義昭により、再び京都での布教が許可された。
- ③正親町天皇は、再度、宣教師追放の綸旨を出した。
- ④義昭は、京都在住を許可するかどうかの権限は、将軍に属すると主張した。
- ⑤信長は、岐阜城に嘆願に赴いたフロイスに対して、宣教師の保護を約束した。
 - *天皇も将軍も自らの権力の下にあるとの確信があった。
- ⑥1582年（天正10年）、信長は明智光秀によって本能寺で殺された。

Ⅰ. 豊臣秀吉のキリシタン政策

1. 許可から伴天連追放へ

- (1) 1586 年（天正 14）、キリシタン宗門を公認した。
 - ① 関白秀吉は、日本での最高指導者であるコエリヨ準管区長と大坂城で会見した。
*この時、九州征服と中国侵攻計画を打ち明けている。
 - ② 足利義輝、織田信長、足利義昭などの武家政権のキリシタン法制に沿った内容。
 - ③ 関白秀吉の許可状は、正親町天皇の追放令をくつがえすもの。
 - ④ キリシタン宗門の存在理由が、国政上正当化された。
*これは、天下統一という最終目標から発想した政策である。
*この時期、秀吉の保護政策によって、教会はさらに繁栄した。
- (2) 1587 年（天正 15 年）6 月、伴天連追放令が出された。
 - ① 島津氏を攻め、九州を平定しての帰路、伴天連追放令を出した。
*高山右近に棄教を迫ったが、拒絶された。
*キリシタンの多い有馬領で、女性を召し寄せることに失敗した。
 - ② 日本を神国、キリシタン宗門を邪法と断じた。
*伴天連らに対して 20 日以内の日本退去を命じた（第 1 条）。
*黒船に対しては来航を認め、商教分離策を明確にした。
*長崎領を直轄地とし、南蛮貿易を独占しようとした。
*秀吉は、キリシタン勢力の徒党化を恐れた。
 - ③ 統一政権の成立がキリシタン禁制の始まりとなったのは、注目すべきことである。
 - ④ オルガンティーノによる解説
「日本の主は神々であり、その神々を天皇、公家たちが尊崇しており、神々の筆頭に天皇の祖先神とされる天照大神が位置し、秀吉は天照大神に匹敵する神（八幡神）になろうと欲していた。キリシタンの教えは、このような『神国』に反するものとされた」
 - ⑤ キリシタン排除に際して、統一権力と天皇・朝廷が結びつく傾向が顕著となった。
- (3) 秀吉による伴天連追放令は、やがて空文化した。
 - ① 厳格には実施されず、キリシタン信仰そのものが禁止されたわけでもなかった。
 - ② 布教活動と南蛮貿易は密接に結びついていた。
*イエズス会は、ポルトガル国王の後援によって南蛮貿易と布教に携わっていた。
*国王には、教皇から託された宣教師を派遣する義務（布教保護権）があった。
 - ③ しかし、この伴天連追放令は、正親町天皇の禁令を継承するもので、次の徳川政権によるキリシタン禁教の先例となった。

2. スペイン船サン・フェリーペ号事件

- (1) 1596 年（慶長元年）10 月、サン・フェリーペ号が土佐に漂着した。
 - ① 豊臣政権下の奉行のひとり、増田長盛（ました・ながもり）が都から送られてきた。

- ②増田の一行は、積荷と船員の所持品をすべて没収し、航海日誌なども破棄した。
- ③その後、船の修繕が許可され、一行は 1597 年（慶長 2）4 月に浦戸を出航し、5 月にマニラに到着した。
- ④同年 9 月に、マニラからスペイン使節ドン・ルイス・ナバレテが秀吉のもとに送られたが、積み荷の返還はなかった。
- ⑤当時の日本には、「漂着した船舶は、その土地の領主の所有に帰する」という古来からの習慣があった。

(2) 26 聖人殉教との関係

- ①秀吉が激怒した理由に関して、しばしばこういう説明がなされる。
「積荷を没収された腹いせに、スペイン人船員（あるいは航海長のデ・オランダディア）が、『スペインは領土征服の第一歩として宣教師を送り込む』と言った」
- ②しかし、この「発言」は、日本側の記録には残されていないので、要注意である。
- ③1598 年（慶長 3 年）に長崎でイエズス会員たちが行った「サン＝フェリペ号事件」の顛末、および「二十六聖人殉教」の原因調査のための査問会で、証人の言葉として出たとされている。

3. 日本 26 聖人殉教

- (1) 1596 年（慶長元）12 月、秀吉の命令によって長崎で 26 人が磔の刑に処された。
 - ①26 人はカトリック教会によって聖人の列に加えられたので、「二十六聖人」という。
 - ②フロイスや他の宣教師たちが海外に言い広めたので、世界的に有名になった。
- (2) 処刑の理由
 - ①秀吉は、フランシスコ会の活発な活動が禁教令に対して挑発的であると考えた。
＊イエズス会は、自重していた。
 - ②また、イエズス会と托鉢修道会との争いが激しくなっていた。
 - ③秀吉は、京都奉行の石田三成に命じて、京都に住むフランシスコ会員とキリスト教徒全員を捕縛して、長崎で磔の刑に処するよう命じた。
 - ④大坂と京都でフランシスコ会員 7 名と信徒 14 名、イエズス会関係者 3 名の合計 24 名が捕縛。三成は、イエズス会関係者を除外しようとしたが果たせなかった。
 - ⑤大坂を出発して、歩いて長崎へ向かった。
 - ⑥その道中、イエズス会員に付き添っていたペトロ助四郎と、フランシスコ会員に付き添っていた伊勢の大工フランシスコも捕縛された。これで 26 名となった。
 - ⑦日本人 20 名、スペイン人 4 名、メキシコ人とポルトガル人がそれぞれ 1 名。
- (3) 日本の統一政権がキリシタン信仰を理由に処刑を命じた最初の事例である。

- ①処刑終了後、彼らの遺骸は、日本で最初の殉教者の遺骸として世界各地に送られて崇敬を受けた。
 - ②1862年6月8日、ローマ教皇ピウス9世によって列聖された。
 - ③1962年、列聖100年を記念して西坂の丘に日本二十六聖人記念館と彫刻家の舟越保武による記念碑が建てられた。
- (4) 2回にわたる朝鮮侵略
- ①文禄・慶長の役（1592～1598年）
 - ②釜山に上陸した25万余の兵士のうち、1割以上がキリシタンであったと言われる。
 - *意図的にキリシタン武士の犠牲を仕組んだ可能性もある。
 - *敵方の戦死者は、約10万人に及ぶ。

II. 徳川家康のキリシタン政策

1. 秀吉の死

- (1) 1598年（慶長3年）8月、秀吉は伏見城で死んだ。享年63歳。
 - ①跡継ぎの秀頼はまだ幼少の身であり、豊臣政権は一挙に不安定なものとなった。
 - ②ついに、家康に政権奪取の機会が訪れた。

2. 南蛮と紅毛の日本市場を巡る対立

- (1) 1600年（慶長5）4月、オランダ船リーフデ号が豊後臼杵に漂着した。
 - ①イギリス人航海士ウィリアム・アダムス
 - ②オランダ人航海士ヤン・ヨーステン
 - ③プロテスタント国のイギリスとオランダが登場するようになった。
 - ④両国は、布教と貿易を切り離して日本に対した。
 - *後に両国は、平戸に商館を建設した。
 - ⑤家康は、禁教政策を採用しても、貿易は継続できるとの感触を得た。
 - *南蛮（ポルトガル、スペイン）
 - *紅毛（オランダ、イギリス）
- (2) イエズス会の反応
 - ①アダムス以下、約20名の乗組員の処刑を家康に迫った。
 - *誤った教え（プロテスタント）が広がることを恐れた。
 - ②豊臣政権の5大老を務めていた家康は、アダムスを家臣として召し抱えた。
 - *アダムスは帰国を願い出たが、家康は許可しなかった。

3. 1600年9月（慶長5）、関ヶ原の戦い以降

- (1) 1601年（慶長6）、宣教師の京都・大阪・長崎居住を認めた。
 - ①南蛮貿易推進のための布教活動の許可・黙認であった。
 - ②徳川政権初期にキリシタンは全盛期を迎えることになった。
 - ③しかし家康は、秀吉の伴天連追放令や禁教令（上級武士対象）を撤回しなかった。
- (2) 1603年2月（慶長8）、征夷大將軍となって江戸幕府を開いた。
 - ①幕府を開いて以降も、家康はアダムスを重用した。
 - *通訳、外交顧問
 - *1605年（慶長10）、イエズス会は一人の神父を派遣してアダムスを説得した。
 - *日本を去るように。次に、プロテスタントからカトリックへの改宗を迫った。
 - ②アダムスは、三浦按針（按針とは水先案内の意味）を名乗る。
 - *日本最初の洋式船（ガレオン船）を建造した。80トン。
 - *その論功行賞として相模国三浦郡（横須賀市）に250石の領地を与えられた。
 - *次に120トンの船を建造した。
 - ③家康は、ヨーロッパ諸国に負けない海洋技術を身に付けようとした。
 - ④1605年（慶長10年）、家康は秀忠に將軍職を譲って大御所となる（二元政治）。
- (3) 1612年8月（慶長17）、キリシタン禁令
 - ①1611年（慶長16）、スペイン使節セバスティアン・ビスカイーノが諸港を測量。
 - ②これは、日本近海で船が嵐に遭遇した際に逃げ込む良港を調査するためのもの。
 - ③家康から測量の目的を問われたアダムスは、それは「侵略」のためであると答えた。
 - *スペイン国王は、先ず托鉢修道士たちを派遣し、次に兵士たちを送る。
 - *従って、すべての修道士を国外に追放すべきである。
 - ④これで、アダムスの勝利となった。
 - ⑤1612年（慶長17）、岡本大八事件
 - *家康の側近本多正信の与力岡本大八と有馬晴信（肥前の城主）の贈収賄事件
 - *両者ともにキリシタン。
 - *駿府の旗本や侍女の中にもキリシタンが存在することが明らかになった。
 - 「日本は神国であり、主従・領主間の誓約が神仏への起請によってなされるから、キリシタンとは相容れない」（家康からメキシコ総督に宛てた書簡）
 - ⑥徳川政権は、キリシタン信仰そのものを禁止した。
- (4) 1613年12月（慶長18年）、「排吉利支丹文」
 - ①家康の側近、金地院崇伝（こんちいん・すうでん）が起草し、將軍秀忠が発布した。
 - 「日本は神国・仏国で、これに反するキリシタンは排除されなければならない、天皇もこれを容認しない」

- ②キリシタン排斥の根拠として、天皇の役割が用いられた。
 - ③将軍秀忠によって全国に発布された。
 - ④神国思想を背景とする宗教統制の論理
 - *徳川時代から明治に入っても、同じ論理が働いた。
 - *日本は、現人神である天皇をいただく神国である。
 - *神国思想と相容れない宗教は、弾圧された（1945 年まで続いた）。
- (5) 1614 年 1 月（慶長 19）、宣教師や高山右近らの有力なキリシタンが長崎に集められ、同年秋にマカオやマニラに追放された。「大追放」と呼ばれている。
- ①1614 年（慶長 19）冬、1615 年（慶長 20）夏、両度の大坂の陣
 - ②キリシタン弾圧は、一時中断される。
 - ③1616 年 4 月（元和 2）、家康死去。
 - ④秀忠政権は、キリシタン禁令を本格的に推進するようになる。

S 4 キリシタン排除の論理と諸制度

はじめに

- (1) 家康の死去（1616 年、元和 2）
 - ①駿府の家康と江戸の秀忠の二元政治が、一元化された。

I. 秀忠新政権の政策

1. 秀忠は、ヨーロッパ船の来航を 2 港に制限した（平戸、長崎）。

- (1) これは、秀忠新政権による法令であり、外交政策である。
 - ①その背景には、キリシタン排除の論理がある。
- (2) 秀忠新政権は、キリシタン弾圧政策を強化していった。
 - ①1617 年（元和 3）、長崎住民に対して宣教師宿泊禁止令を出した。
 - ②1619 年（元和 5）、京都の七条河原で信者 52 名を火あぶりにした。

2. 平山常陳事件

- (1) この事件は、新教国と旧教国の対立の構図が明白になった事件である。
 - ①1620 年（元和 6）、英と蘭の船隊が、拿捕した朱印船とともに平戸に入港した。
 - *朱印船の船長は、平山常陳。
 - *マニラから日本に向かっているところを、台湾近海で拿捕された。
 - ②2 名の宣教師が商人として乗船していた。
 - *アウグスティノ会のペドロ・デ・スニガ
 - *ドミニコ会のルイス・フローレス
 - ③この禁止行為を理由に、イギリス平戸商館は朱印船の船荷を没収した。
 - ④平山常陳は、これを「海賊行為」であるとして、長崎奉行に訴えた。
 - ⑤取り調べは 2 年後に決着し、2 名の宣教師、平山常陳、乗組員 12 名が斬首された。
 - *スペイン・ポルトガル対イギリス・オランダの主権争いが表面化した。
- (2) この事件によって、幕府はキリシタンに不信感を募らせ、迫害の手を強めた。
 - ①1622 年（元和 8）、長崎で 55 名が処刑された（元和の大殉教）。
 - ②1623 年（元和 9）、ポルトガル人の日本定住、日本人キリシタンの出国、朱印船のマニラ

渡航などが禁止された。

3. 1623 年（元和 9）、秀忠が大御所となり、家光政権が誕生した。

(1) 家光は、さらにキリスト弾圧政策を推進した。

①鎖国政策は、その表れである。

II. キリシタン排除の論理

1. 徳川政権がキリシタンを排除した理由

(1) 1621 年（元和 7 年）、日本管区長マエウス・デ・コーロスの書簡

- ①統一政権が崩壊し、以前のような群雄割拠の時代が来ることが望ましい。
- ②キリシタンは、統一政権によっては排除されるが、個別領主によって受容される。
- ③秀吉・家康は、布教はスペインとポルトガルが日本を征服する手段だと考えた。
- ④彼らは、キリシタンが神仏に誓約する起請に応じないことを恐れた。
- ⑤また、キリシタンの団結を恐れた。
- ⑥彼らは、自己神格化への道を歩んでいた。

(2) 統一権力の目指すもの

- ①民衆の団結（宗教による団結）を断ち切る。
- ②神仏への起請文によって、主従関係を堅固なものにする。
- ③自らを神格化することによって、支配体制を安定化させる。

(3) キリシタンの布教を禁止しても、貿易上の利益を損なうことはないとの発見

- ①これで、キリシタン禁教の環境が整った。
- ②ザビエルが期待した統一政権による布教援助とは真逆の、統一政権による禁教の時代が訪れた。

2. キリシタン禁教の論理

(1) エルゲルベルト・ケンペル

- ①1690 年（元禄 3 年）、オランダ東インド会社の医師として長崎出島に渡来。
- ②約 2 年間日本に住み、国内の情勢を見聞した。
- ③キリシタン禁教の重要な理由として、天皇の存在があるとしている。

「キリスト教は、先祖伝来の神々を崇拝し神聖な帝（みかど）を奉ずるこの国の政体と相容れず、国民の和合をやぶり、宗教の合一にもとるものであると断ぜられた」

(2) 向井元升（げんしょう）

- ①長崎の本草学者、医師。多数の著作あり。
- ②50 歳の時に、長年住み慣れた長崎を離れて京都に出て来るが、まず伊勢神宮に参詣するほどの神道崇拝者でもあった。
- ③1655 年（明暦 3 年）、『知恥篇』（ちちへん）を著す。
 - * 神道崇拝の立場から、仏教・キリシタンに対する批判が述べられている。
 - * キリシタンは神道によって排除される。
 - * 神道の主催者は天皇である。
 - * 守護者としてキリシタン排除を実現するのが、将軍である。

(3) 後水尾天皇（ごみずのお）

- ①第 108 代天皇
- ②在位：1611 年（慶長 16）～1629 年（寛永 6）
- ③キリシタンに対置される正法（しょうぼう）、敬神敬仏を担う者と自認した。
- ④排耶僧たちに禅師号や紫衣（しい、しえ）を与え、顕彰していった。

III. キリシタン迫害の諸制度

1. 訴人報償制

- (1) 1618 年（元和 4）、長崎で施行された賞金制が実質的な起源。
 - ①当時の長崎奉行は、長谷川権六。銀の延べ棒 30 本の横に高札を立てた。
「盗賊・放火犯及びパードレを訴人した者には直ちにこの銀を与える」
 - ②キリシタンとは無関係な人々が、広範囲に影響を受けた。
- (2) 1633～42 年（寛永 10 年代）、幕府から長崎奉行に通達された鎖国令の中で、褒賞金額が公定された（イルマン、信者などはそれ以下の額）。
 - ①1633 年（寛永 10）、銀 100 枚
 - ②1638 年（寛永 15）、銀 200 枚
 - ③1674 年（延宝 2）、銀 500 枚
 - * 銀 1 枚は 43 匁。
 - * 金 1 両の公定相場（江戸前期）は、銀 50 匁。
 - ④1682 年（天和 2）、立ちかえり者が追加となり、銀 300 枚。
- (3) 王政復古の明治新政府も、江戸幕府の禁教政策を継承した。
 - ①1868 年 3 月（慶応 4）、高札で公示。

「不審なるもの有之は其筋の役所え申出べし、御ほうび下さるべき事」

- ②列国公使団の抗議があり、「是迄御禁制の通」と文言を変更した。
- ③1873 年（明治 6）2 月 24 日、切支丹禁制の高札が、初めて撤去された。

2. 踏絵

- (1) キリシタンでないことの証明として、キリスト、マリア像を踏ませた。
 - ①踏絵という言葉は、聖画像だけでなく、それを踏む行為も指す。
 - ②最初は、転びキリシタンに対して実施された。
- (2) 1620 年代（寛永初期）に長崎で始められた。
 - ①九州では、一部の地域（薩摩藩）を除いて各地で踏絵が制度化されていった。
 - ②1660 年代（寛文年間）になると、全領民を対象に制度化された。
 - ③踏絵の制度化は九州のみであったが、九州以外でも、必要があれば実施された。
- (3) 初期には、キリシタンから没収した聖画像やメダル類などが用いられた。
 - ①破損や摩耗、また踏絵の普及化で踏絵版が不足するようになった。
 - ②長崎奉行所は、鑄造レリーフ聖画像を板にはめこんだものを 10 枚持っていた。
 - ③1669 年（寛文 9）、鑄物職人の萩原祐佐に命じて、真鍮踏絵 20 枚を作らせた。
 - ④長崎奉行所は、踏絵版の貸し出しによってキリシタン取締りの権限を掌握した。
- (4) 踏絵の効果
 - ①初期の段階では効果があった。
 - ②次第に役人の前で「演じる」信者が増えた。後で神に祈って赦しを乞うた。
 - ③長崎では、毎年正月に町順で行う年中行事となり、丸山の遊女が晴れ着を競った。
- (5) 1858 年（安政 5）、日米修好通商条約締結によって踏絵制度は廃止された。

3. 南蛮誓詞

- (1) 神仏の名にかけて誓約すること
 - ①平安末以来、武家社会や民衆の間に、寺社発行の靈紙に誓詞（起請文）を書いて交換することが広く行われていた。
 - ②キリシタンは神仏を認めなかったため、この誓約をすることは難しかった。
 - ③そこで、キリシタンがキリスト教の神の名によって誓約する起請文が考案された。
 - ④1614 年（慶長 19 年）、キリシタン総奉行大久保忠隣（ただちか）が京都で信者に棄教を強要して、請人（うけにん）手形を取ったのが始めと言われている。

⑤これが、南蛮誓詞と言われるものである。

＊デウスやサンタ・マリアなどの名にかけて誓った。

＊寺請制度が始まって以降は、仏教寺院の檀家に登録されるために用いられた。

⑥キリシタンの多かった北九州各地で広く行われた。

⑦踏絵とセットで、明治維新に至るまで用いられた。

(2) 南蛮誓詞の矛盾

①棄教した者に、キリシタンに立ち帰らないことをキリスト教の神の名によって誓わせた。

＊デウス、サンタ・マリア、アンジョ（天使）、ベアト（聖人）などの名

＊棄教の誓いを破った場合は罰を被ることが、キリシタンの教えや言葉で明記。

②一般的には、棄教を誓う際に、日本誓詞とセットで実施された。

＊日本誓詞では、日本の神々にキリシタンの教えを棄てたことを誓う。

(3) 「転び証文」、「転び書物」（南蛮誓詞と日本誓詞）とも呼ばれる。

①棄教を偽装する者には、信仰を挫折させる心理的效果があった。

§ 5 島原の乱と鎖国政策

はじめに

(1) 家康

- ①駿府の家康と江戸の秀忠の二元政治が、一元化された。

1. 島原の乱

はじめに

- ①江戸時代初期に起こった日本史上最大の一揆で、島原天草一揆とも呼ばれる。
- ②1637 年（寛永 14 年 10 月）～1638 年（寛永 15 年 2 月 28 日）
- ③肥前の国島原半島と肥後国天草島の百姓 3 万人の武力蜂起
- ④これほど大規模な内戦は、幕末になるまで起こらなかった。

1. 一揆勃発の理由

(1) 幕藩体制の構造そのものから来る理由

- ①幕府は大名に対して特定地域の知行権（間接支配）を認めた。
- ②大名は、知行権分（生産高）の軍役を幕府に対して果たした。
- ③幕府は規定以上の軍役を期待したので、大名は百姓に重税を課した。
- ④幕藩体制のひずみは、すべて百姓が負った。

(2) 藩主たちの悪政

- ①肥前国島原藩 2 代藩主は、松倉勝家。
* 島原半島を領有していた。
- ②肥前国唐津藩 2 代藩主は、寺沢堅高（てらざわ・かたたか）。
* 飛び地・肥後天草諸島を領有していた。
- ③領主たちは、激しい収奪を行った。

(3) キリシタン弾圧政策

- ①島原半島・天草島の百姓の多くがキリシタンになった。
* 島原の領主、有馬晴信の影響
* 天草の領主、小西行長の影響

②しかし、1612年（慶長17）の岡本大八事件以降、キリシタン弾圧が激しくなる。

③1633年（寛永10）頃には、形式上の転宗が完了。

＊棄教しきれない者は、潜伏状態に入った。

④重税と信仰の弾圧により、農民たちの間に不満が蓄積して行った。

2. 一揆の推移

(1) 1634年～36年（寛永11年～13年）

①全国的な天候不順による大飢饉が起こった。

(2) 1637年（寛永14年10月）

①加津佐寿庵（かつさ・じゅわん）の署名で廻文（かいもん）が島原・天草に出回る。

＊百姓身分となっていた旧有馬家の家臣が意図的に流したのであろう。

②内容は、世界の終末を予言し、キリシタン信仰を鼓舞するもの。

③キリシタンのみが終末から救われると説かれていた。

④小西行長の旧臣、益田甚兵衛の子時貞（天草四郎）が「えいすうの再臨」とされた。

⑤その結果、一度棄教した者が多数、信仰に立ち帰った。

＊農民たちは、キリシタンの終末思想の中に自らの活路を求めた。

⑥10月25日、立帰百姓、島原半島南部有馬村で、キリシタンの活動を妨害した島原藩の代官を殺害、武力蜂起へ。

⑦10月27日、一揆勢、島原城を攻める（蜂起は島原藩領全域へ広がる）。

⑧これと前後して、天草でも立帰百姓が蜂起し、天草各地をおさえる。

⑨一揆勢は、島原・天草双方ともそれぞれの城（島原城・富岡城）を脅かしたが、最後は一時撤退となる。

(3) 幕府の対応

①上使として板倉重昌、老中松平信綱らを派遣。

②柳川藩、久留米藩、佐賀藩に出兵を命じた（島原へ）。

③熊本藩にも出兵を命じた（天草へ）。

④一揆勢は、島原半島南部の原城に籠城した（石垣だけが残っていた古城）。

(4) 1637年（寛永14年12月5日）

①幕府軍と一揆勢の衝突

(5) 1638年（寛永15年）

①元日の総攻撃で、総大将の板倉重昌が討死にした。

②1月4日から、老中松平信綱（戦後処理のために来ていた）が総指揮を取る。

- ③九州諸藩以外に、西南諸藩（薩摩、長州）の藩兵にも出兵が命じられ、幕府軍の総勢は12万人以上となった。
- ④幕府軍に補給路が断たれ、食糧が尽きた。
- ⑤2月28日、29日の総攻撃で、一揆勢は壊滅させられた。
- ⑥籠城者はほぼ全員が、斬殺された。

3. 一揆の結果

- (1) 島原の乱をキリシタンの殉教物語と見ることはできない。
 - ①この一揆には、有馬家と小西家の元家臣で、浪人となった者たち（百姓の身分に閉じ込められた者も多くいた）が多数参加していた。
 - ②通常の百姓一揆ではなく、内戦の様相を呈していた。
 - ③斬殺されたキリシタンたちは、殉教者としては認められていない。
- (2) 幕藩体制の矛盾を覆い隠す戦後処理
 - ①松倉勝家は改易の上、斬首された（稀な例である）。
 - ②寺沢堅高は、天草没収の後自害し、改易となった。
 - ③これ以降、大名たちは、百姓に対する収奪を自己規制するようになる。
- (3) 最も重要なのは、キリシタン禁制の方法がより厳重になったことである。
 - ①第5次鎖国令：1639年（寛永16）を発布。
 - *第1次から第4次までとは、根本的に異なる。幕府の意図を内外に発布。
 - ②イエズス会と密接に結びついたポルトガル貿易を断念。
 - ③イエズス会とは関係のないオランダに対しても監視を強化する。
 - *1641年（寛永18）：平戸オランダ商館を長崎出島に移す。
 - *オランダ人が平戸から出島に移住を命じられ、商館を置く。
 - *ヨーロッパ勢力の中では、オランダ1国と通用関係を維持する。幕末まで続く。
 - ④西国の沿岸防備体制の充実
 - *沿岸各地に遠見番所を設置した。
 - *九州の有力大名を中心に、長崎の警備体制を新たに構築した。
- (4) 全国の潜伏キリシタンの摘発
 - ①潜伏状態のキリシタンには、「立帰」って蜂起する危険性がある。
 - ②幕府は、井上政重に宗門改役を命じ、潜伏キリシタンの摘発に乗り出す。
 - *摘発は、1640年（寛永17）に始まった。
 - *正式な制度化は、1657年（明暦3年）である。
 - ③17世紀半ばには、毎年宗旨を改める宗門改制度が全国的に確立した。

- *すべての人民の宗旨を取り調べる制度
- *最も重要な民衆統制策として明治維新まで機能した。
- *民衆は、精神的「鎖国」を経験していた。

II. 鎖国令

1. 三代将軍家光は、5回にわたって対外関係に関する法令を發布した。

(1) 第1次～第4次は、長崎奉行宛ての職務規定を記した老中連署下知状である。

- ①第1次：1633年（寛永10）
 - *キリシタンの禁止を柱とする。
 - *奉書船以外の日本人の海外渡航禁止
 - *外国船の貿易統制
- ②第2次：1634年（寛永11）
 - *同上
- ③第3次：1635年（寛永12）
 - *第1次と第2次の改定版
 - *日本人の海外渡航と在留日本人の帰国の禁止
 - *外国船の貿易統制
- ④第4次：1636年（寛永13）
 - *第三次の改定版
 - *日本人とポルトガル人の混血児の海外追放
 - *外国船の貿易統制

(2) 第5次鎖国令：1639年（寛永16）は、島原の乱以降に發布された。

- ①島原の乱：1637年（寛永14年）10月から翌年2月
- ②キリシタンの脅威が再認識された結果、發布されたもの。
- ③イエズス会と密接に結びついたポルトガル貿易を断念する。
 - *ポルトガル船の来航禁止（ポルトガルと断交）
 - *宣教師の国内侵入の阻止
 - *じゃがたらお春の追放は、この時起こった。
 - ・イタリア人と日本人の混血女性
 - ・ジャカルタ（じゃがたら）から日本に宛てた手紙（じゃがたら文）
- ④1640年（寛永17）：長崎入港のポルトガル船を焼き、乗員61名を斬る。
- ⑤九州諸大名に、遠見番所設置を命ずる。
- ⑥1641年（寛永18）：平戸オランダ商館を長崎出島に移す。
 - *オランダ人が平戸から移住を命じられ、商館を置く。

＊幕末まで、オランダ一国との通商関係が決まる。

2. これは鎖国ではなく、徳川幕府の対外政策である。

(1) アジアのレベルでは、対外関係が維持された。

①近世日本が対外的に開いていた4つの口

＊松前（松前氏が、アイヌと関係を持っていた）

＊対馬（宗氏が、朝鮮と関係を持っていた）

＊薩摩（島津氏が、琉球と関係を持っていた）

＊長崎（幕府によって開かれた）

②この時代の日本人には、鎖国環境にあるとの自己認識はなかった。

③これを鎖国と呼べば、最初の3つの口の存在を無視したことになる。

(2) 幕府は、キリシタンを排除するために、一元的な外交政策を維持した。

①幕府から指定された特定の藩が、それぞれ特定の対外的相手とのみ関係を持つ。

②長崎の場合は、商人がそれを行う。

③対外的な権限は、幕府が掌握する。

④同時代の朝鮮・中国が取っていた対外体制を「海禁」と言う。

＊下海通蕃の禁（出海し外国に通交することの禁）

⑤日本の「鎖国」は、日本型「海禁」であるという意見も多い。

(3) キリシタン排除が「鎖国」の最大の目的である。

①近世を通して、宗門改制度が最も重要な民衆統制策として機能するようになる。

②近世日本において、「精神的鎖国」が存在していたことは否定できないだろう。

§ 6 宗門改制度

はじめに

- (1) 島原の乱は、キリシタンのイメージを固定化した。
 - ①キリシタンは、国を破壊し、外国に売り渡す。
 - ②キリシタンは、一度棄教しても、元に戻る可能性が高い。
 - * 島原の乱は、キリシタンに立ち帰った者たちを中心とした一揆であった。
 - ③キリシタンを放置しては、民衆統制が不可能となる。

Ⅰ. 宗門改制度

1. 宗門改制度の変遷

- (1) 1640 年（寛永 17）、幕府は宗門改役を設置した。
 - ①これ以降、潜伏キリシタンの全国摘発が行われた。
 - ②指導したのは、幕府の初代宗門改役井上筑後守政重である。
 - *当初は、流動性の高い潜伏キリシタンを中心に摘発を行った。
 - ③井上筑後守政重がキリシタン問題に与えた影響
 - *情報の一元化により、キリシタン問題を藩レベルから国家レベルに引き上げた。
 - *宗門改制度（すべての人民の宗旨を毎年調べる）の全国的制度化を促した。
- (2) 1664 年（寛文 4）、幕府は諸藩に宗門改制度と専任の役人の設置を命じた。
 - ①キリシタンを出さないことが、藩にとっては至上命令となった。
 - ②これ以後、「宗門改帳」が各地で作成されるようになる。
 - ③「宗門人別改」は、「宗門改」と「人別改」（人口調査）が合体したものである。
- (3) 1671 年（寛文 11）、「宗門改帳」は「宗門人別改帳」として法的に整備された。
 - ①「宗門人別改帳」とは、「宗門改帳」と「人別改帳」が合体したものである。
 - ②幕府は、諸藩にも「宗門人別改帳」の作成を義務付けた。
 - ③これによって、宗門改制度は完成した。
 - ④この制度は、1873 年（明治 6）にキリスト教の禁制が解かれるまで続いた。

2. 檀家制度

(1) 檀家制度、あるいは、寺壇制度

- ①これは、寺が檀家の葬祭供養を独占的に執り行なうことを条件とする契約関係。
- ②キリシタン禁教との関係で論じる場合は、寺請制度と呼ばれる。
 - *厳密には、檀家制度と寺請制度は異なる。

(2) 寺請制度の始まり

- ①転びキリシタンに寺請証文を発行したことが、寺請制度の始まりである。
- ②次第に、キリシタンではないという証しとして、寺請が行われるようになった。
- ③民衆は、特定の寺の檀家になり、寺請証文の発行を受けた。
 - *離壇は禁じられた（別の寺の檀家にはなれなかった）。
 - *葬儀の形態が変わった。檀家の寺院の僧侶が執り行うようになった
 - *多大な出費が伴ったが、寺請証文を出してもらう手前、断れなかった。
- ④この制度は、国民全員が仏教徒となることを義務付けるものである。
- ⑤実質的には、仏教を国教化するのに等しい政策である。
- ⑥寺請証文がない者
 - *キリシタンのレッテルを貼られる。
 - *無宿人として社会的権利の一切を否定される。

(3) 本末制度（本山末寺の制）

- ①仏教教団を統制するために幕府が設けた制度である。
- ②各地方の古刹が幕府の命によって、特定の宗派に編入されることとなった。
- ③無本寺寺院が皆無となり、寺院相互の本末関係が固定化された。
- ④各宗派の寺院が重層的な本山・末寺の関係に置かれたため、統制が容易になった。

(4) 寺請制度を担ったのは、末寺である。

- ①毎年、調査・申告によって、宗門人別改帳が新たに作成された。
- ②これに基づいて、自己の檀家であることを証明する寺請証文が発行された。
- ③奉公や結婚その他の理由で他の土地に移る場合
 - *年齢・性別・所属・宗旨などを記載した寺送状を移転先の檀那寺に送る。
 - *村役人の送一札（おくりいっさつ）も送付する。
 - *移転先から移転元に引取一札（ひきとりいっさつ）が返送される。

(送り一札の実例)「しも宗門人別送状」(享和元年、1801 年)

- ①阿蘇郡柿平村（今の栃木県）の百姓の娘しも（17 歳）の結婚。
- ②親の庄右衛門と名主の富右衛門の連名で、小屋村の名主に書き送っている。
- ③婿になるのは、相手の村の惣佐衛門という男性。

「此の女、何方よりも差障り候儀御座無く候」

「宗旨之儀、真言宗にて当村円城院旦那に紛れ御座無く候。若し御法度の宗門輩と申す者これ有り候わば、拙者共罷り出で、急度申し訳け仕るべく候。後証の為、宗門由緒一札、仍て件の如し」

(5) 寺請制度は、仏教の墮落をもたらした。

- ① 仏教教団は、国家宗教に匹敵する地位と力を与えられた。
- ② 檀家から流れて来る富によって、経済的に肥大化した。
- ③ 幕府の民衆統治体制に組み込まれたために、本来の宗教活動がおろそかになった。
- ④ 僧侶の世俗化や汚職の問題が深刻化した。
- ⑤ 仏教は、いわゆる「葬式仏教」となった。
- ⑥ 明治維新時に、廃仏毀釈運動が起こる原因となった。



送り一札の実例「しも宗門人別送状」

II. キリシタン類族帳

1. 五人組制度

- (1) 連帯責任、相互監視、相互扶助のための制度で、徳川時代以前にもあった。
 - ①農村では惣百姓、町では地主・家持を、近隣ごとに五戸前後を一組として編成した。
 - ②各組には組頭などと呼ばれる代表者がいて、名主・庄屋の統率下に入った。
 - ③領主は、この組織を利用して行政活動を行った。
 - ④遵守する法令、人別、各戸当主・村役人の連判を記した五人組帳が作成された。
 - ⑤前文は、「キリシタン宗門で無御座候…」で始まる。

2. キリシタン類族帳

- (1) 1687 年（貞享 4）、キリシタン類族改が制度化された。
 - ①過去においてキリシタンであった者の家族・血縁者を監視する制度である。
 - ②彼らを、一般民衆の戸籍である宗門人別帳から除き、キリシタン類族帳に入れる。
 - *キリシタン信徒であった者（キリシタン本人）
 - *転びキリシタン（仏教への改宗者）
 - *親が仏教に改宗する以前に生まれた子ども（本人同前と記された）
- (3) 1695 年（元禄 8 年）、キリシタン類族の移住を原則的に禁じた。
 - ①出家、離婚、旅行なども細かく規制された。
- (4) 1724 年（享保 9）、キリシタン類族令の強化を図った。
 - ①類族は、男系は 5 代、女系は 3 代にわたり監視された。
 - ②移動と生死を年に 2 回報告する義務が与えられた。
 - ③1688 年（元禄元年）当時の全国の類族は、5 万 2 千余名。
 - ④幕末には、129 万人に達していたと推定する学者もいる。

3. キリシタン禁制と日本人の精神性

- (1) お上には逆らえないという意識
 - ①泣く子と地頭には勝てぬ（理の通じない者には勝ち目がない）。
 - ②長いものには巻かれろ（強い相手には、言われるままにするのがよい）。
 - ③寄らば大樹の陰（どうせ頼るなら、大きくて力のあるものに頼ったほうがよい）。
 - ④出る杭は打たれる（頭角を現す者はとかく他の人から憎まれ邪魔をされる）。
- (2) 本音と建て前の使い分け

- ①徳川 260 年の治世において、上からの統制と相互監視で束縛されてきた。
- ②福音を伝えることは、日本人の精神性への挑戦である。

参考文献

- * 「青い空」海老沢泰久著。文芸春秋社（2004 年）
- * 「クワトロ・ラガッツィー天正少年使節と世界帝国」若桑みどり（2003 年）。
- * 『鎖国』という外交」ロナルド・トビ著。小学館（2008 年）
- * 「茶道と十字架」増渕宗一著。角川書店（1996 年）
- * 「日本キリスト教史」中村敏著。いのちのことば社（2009 年）
- * 「日本史小百科・キリシタン」H・チースクリ監修、太田淑子編。東京堂出版（1999 年）
- * 「フロイス日本史」中公文庫（全 12 巻）
- * 「ペトロ岐部と 187 人の殉教者」（DVD）。デジタルメディア企画（2008 年）
- * 「歴史の中の江戸時代」速水融編。藤原書店（2011 年）
- * 「The Japanese Christianity」Samuel C. Lee 著。Foundation Press（2013 年）

MEMO

第2回 クリスチャン・リーダーシップセミナー

中川健一「日本人の精神構造を探る（2）」

—鎖国と禁教令の時代—

1 日目

時間	セミナー内容
10：00 ～ 11：00	§ 1 日本文化と南蛮文化
11：00 ～ 12：00	§ 2 日本宣教の到達点—遣欧少年使節団—
12：00 ～ 13：00	§ 3 秀吉と家康のキリシタン政策

2 日目

時間	セミナー内容
14：00 ～ 15：00	§ 4 キリシタン排除の論理と諸制度
15：00 ～ 16：00	§ 5 島原の乱と鎖国政策
16：00 ～ 17：00	§ 6 宗門改制度

名前： _____